年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
令和5年 11 月 22 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

脱退手当金関係　　1件

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2300068 号
厚生局事案番号　：　北海道（脱）第 2300001 号

第１　結論

昭和 41 年７月１日から昭和 47 年４月１日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 41 年７月１日から昭和 47 年４月１日まで

（支給済期間　：　①　昭和 41 年７月１日から昭和 45 年３月 10 日まで
②　昭和 45 年 12 月２日から昭和 47 年４月１日まで）

年金記録によると、請求期間について、脱退手当金が支給された記録となっている。

しかし、昭和 47 年４月頃に、Ａ社会保険事務所（当時）で脱退手当金の請求手続を行ったものの、脱退手当金の支給年月日とされている昭和 47 年６月６日以前にＢ市に転居し、その後はＡ社会保険事務所に行っておらず、脱退手当金を受け取っていないので、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

脱退手当金に係る請求事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給していないとするものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面による手続が必要とされているが、本事案では、保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、脱退手当金の請求手続について、請求者自身が行ったことを記憶しており、請求者の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである上、請求者の請求期間における最終事業所であるＣ事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が押印されているとともに、請求期間の脱退手当金は、過去の異なる事業所に係る厚生年金保険被保険者期間のすべてが支給対象期間として計算されており、オンライン記録における支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

一方、請求者は、脱退手当金の支給年月日とされている昭和 47 年６月６日以前に、請求手続を行った当時のＤ市内の住所（父母等が住む実家）からＢ市内（婚姻後の住所）に転居しており、その後は請求手続を行ったＡ社会保険事務所に赴いていないことから、脱退手当金を受領することはできなかった旨主張しているものの、当時の脱退手当金の受領方法は、社会保険事務所の窓口で受領する「当地払」のほか、最寄りの金融機関で受領する「隔地払」があり、隔地払の場合、社会保険事務所は日本銀行に小切手を振り出し（年金記録上は当該小切手の振出日を脱退手当金の支給年月

日として記録)、当該小切手の振出日から１年間は脱退手当金の受領が可能である上、本人以外の家族等による代理受領も可能であることから、請求者が脱退手当金の支給年月日とされている昭和47年６月６日以前に転居していることをもって、脱退手当金が支給されていないと判断することはできない。

また、請求者が、上述のＤ市内の住所における同居者及びＢ市に転居後の同居者として挙げた夫、弟妹及び義妹から回答又は陳述を得たものの、いずれも、請求者の脱退手当金に係る請求手続及び受領、同手当金に係る書面が郵送されたか否か等の状況について、何も分からないと回答しており、このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。